



福県医発第1019号(地)

平成18年8月11日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 横 倉 義 武



平成19年度医療に関する税制改正要望について

標記税制改正要望につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

今回の税制改正要望については、最重要課題である「1. 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。」をはじめ、医療法人制度改革に伴い追加された「9. 新たな医療法人制度における必要な税制上の措置を講ずるとともに、一人医師医療法人制度の健全な運営をはかること。」など下記の13の重点項目が挙げられています。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会におかれましても地元選出の国会議員に積極的にお働きかけくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。
2. 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるまでの措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、税額控除又は特別償却を認める措置を創設すること。
3. 医療における消費税負担を軽減する措置の一つとして、医薬品・医療材料等の仕入について非課税とすること。
4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。



小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵

5. 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。
6. 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。
7. 医療法人の法人税率は公益法人の法人税率と同率とするとともに、新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人（5年間の経過措置）ならびに特定医療法人の法人税は非課税とすること。
8. 特定・特別医療法人（5年間の経過措置）及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めるとともに、当該法人の寄付金収入について益金不算入の規定を創設すること。
9. 新たな医療法人制度における必要な税制上の措置を講ずるとともに、一人医師医療法人制度の健全な運営をはかること。
10. 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長ならびに、健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の創設。
11. 療養病床用建物等の特別償却制度の適用期限を延長するとともに、割増償却率を10%に引き上げ統一すること。
12. 病院等の医療用機器に係る特別償却制度の適用期限を延長するとともに、特別償却率を引き上げること。
13. 病院・診療所用の建物、付属設備及び医療機器の耐用年数を短縮すること。

以上



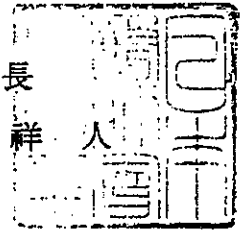
日医発第513号(年税27)

平成18年 8月 3日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥



平成19年度医療に関する税制改正要望について

標記の件につきまして、別紙、税制改正要望をとりまとめましたので、下記の通りご送付申し上げます。

本会においては、現在、自民党有力国会議員に対し、平成19年度税制改正について、鋭意要望しているところであります。

つきましては、貴会におかれましても地元選出の国会議員に積極的にお働きかけくださいますようお願い申し上げます。

記

- 平成19年度 医療に関する税制に対する意見
- 平成19年度 医療に関する税制改正要望 重点項目

【参考】 自由民主党税制調査会メンバー一覧



自由民主党税制調査会

				議員会館 部屋番号
会長	柳澤	伯夫	静岡3区	2-414
顧問	津島	雄二	青森1区	2-643
顧問	町村	信孝	北海道5区	1-417
顧問	片山	虎之助	岡山 H13	参323
小委員長	伊吹	文明	京都1区	2-615
副会長	甘利	明	神奈川13区	2-528
副会長	石原	伸晃	東京8区	1-743
副会長	井上	喜一	兵庫4区	2-609
副会長	大野	功統	香川3区	1-432
副会長	尾身	幸次	比例 北関東	2-306
副会長	金子	一義	岐阜4区	2-541
副会長	高村	正彦	山口1区	1-226
副会長	中山	成彬	宮崎1区	2-701
副会長	丹羽	雄哉	茨城6区	2-211
副会長	野田	毅	熊本2区	2-415
副会長	茂木	敏充	栃木5区	2-639
副会長	谷津	義男	群馬3区	1-518
副会長	陣内	孝雄	佐賀 H13	参638
副会長	若林	正俊	長野 H16	参633
幹事	根本	匠	福島2区	2-704
幹事	宮路	和明	鹿児島3区	1-205
幹事	山本	有二	高知3区	1-232
幹事	渡辺	喜美	栃木3区	2-426
幹事	岩城	光英	福島 H16	参321
幹事	林	芳正	山口 H13	参735
幹事	森元	恒雄	比例 H13	参325

(17年11月確認日現在)

平成19年度
医療に関する税制改正要望

重点項目

(社)日本医師会

平成18年7月

少子・高齢化の進展に伴い、国民福祉の充実、特に医療・介護の充実は、国民の要望であり、その要望も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、長期にわたる医療費の抑制策など医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力を重ねていますが、年々厳しさが増しております。

国民の文化的で健康な生活を維持するために、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、確固とした基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医療経営の隘路を除去し、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、税制面において次のような思い切った改革が平成19年度に行われるよう強く要望します。

1 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。
(消費税)－制度の創設－

(説明)

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

2 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるまでの措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、税額控除又は特別償却を認める措置を創設すること。
(所得税・法人税)－制度の創設－

(説明)

医療機器、病院用建物等の取得の際に負担する消費税は多額になります。しかし、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税のため、その大部分は仕入税額控除の適用を受けられず還付（戻し税）されません。これが医業経営の安定、医業設備の近代化への大きな隘路となっております。

したがって、医療機器、病院用建物等の取得の際に負担した消費税の還付に代わる緊急措置として、次の措置のいずれかの方法が選択できるよう強く要望します。

- (1) 医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、取得年度において取得価額の5%の税額控除を認める措置
- (2) 医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、取得年度において取得価額の50%の特別償却を認める措置

3 医療における消費税負担を軽減する措置の一つとして、医薬品・医療材料等の仕入について非課税とすること。 (消費税)－制度の創設－

(説明)

医薬品・医療材料等に対する消費税は課税となっていますが、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額は、社会保険診療報酬等に対応する分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ(3%→5%)の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより解決することが必要ですが、医薬品・医療材料に対する消費税を非課税制度に改めることにより不合理を一部解消できます。

したがって、医療における消費税負担を軽減する措置の一つとして、医薬品・医療材料等に対する消費税の課税制度を非課税制度に改めるよう要望します。

4 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。 (所得税・法人税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)		(概算経費率)
2,500万円以下の金額		72%
2,500万円超	3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超	4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超	5,000万円以下の金額	57%

5 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

6 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することとは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置（課税対象は社会保険診療報酬以外の所得）は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人(医療法人))
所得 400 万円以下の金額	5.0%	5.0%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3%	6.6%
所得 800 万円超の金額	9.6%	6.6%

7 医療法人の法人税率は公益法人の法人税率と同率とするとともに、新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(5年間の経過措置)ならびに特定医療法人の法人税は非課税とすること。

(法人税)－制度の改善－

(説明)

- ① 医療法人(医療法の附則による医療法人を含む)は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、公益法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、公益法人の法人税率と同率にするよう要望します。
- ② 新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(5年間の経過措置)ならびに租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

(参 考) 法人税率

(区分)	(現行税率)	(要望税率)
①普通の医療法人	30%	22%
(中小の医療法人で年 800 万円以下の所得)	22%	20%
②社会医療法人		
・特別医療法人(5年間の経過措置)	30%	非課税
(中小の医療法人で年 800 万円以下の所得)	22%	非課税)
特定医療法人	22%	非課税

(注) 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

8 特定・特別医療法人(5年間の経過措置)及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めるとともに、当該法人の寄付金収入について益金不算入の規定を創設すること。

(所得税・法人税)－制度の創設－

(説明)

特定・特別医療法人(5年間の経過措置)及び社会医療法人を法人税法第 37 条(寄付金の損金不算入)および所得税法第 78 条(寄付金控除)に規定する、公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることを要望します。併せて、寄付を受けた特定・特別医療法人及び社会医療法人がこれを基本金に組み入れた場合には、これらの法人の所得が課税対象となる現行制度のもとにおいてもこれを益金不算入とするよう要望します。

9 新たな医療法人制度における必要な税制上の措置を講ずるとともに、一人医師医療法人制度の健全な運営をはかること。

(相続税・贈与税・所得税・法人税) ー制度の創設ー

(説明)

昭和 25 年に医療法人制度が創設されて以来、半世紀以上が経過する中、医療法人の創設者の世代交代に伴う持分払い戻しや、巨額の相続税負担は医療法人の存在を脅かしており、このままでは制度創設の趣旨である「医療機関の経営に永続性を付与」することが十分果たされないと危惧されます。

このような問題を解決するため、従来から医療法人制度改革における医療法人の類型として、1. 公益性の高い医療法人としての特定・特別医療法人、2. 非営利性を徹底させた法人としての出資額限度法人、3. 持分の定めのある医療法人の 3 類型として法制化することとし、この 3 類型に応じたより一層の適切な税制上の措置が講じられることを要望してきたところであります。

今般、改正医療法が成立し、医療法人の類型が、1. 社会医療法人、2. その他の持分の定めのない医療法人に限定され、また、経過措置として既存の持分の定めのある医療法人が存続することとなりました。

これに伴い、新たな医療法人制度について、以下のような税制上の措置を講ずることが必要であります。

- ① 新制度医療法人への移行時に、社員が持分を放棄する場合、経済的利益の授受があったものとした課税問題が生ずる可能性があり、一定の手当が必要となる。
- ② 新制度医療法人への移行時には、解散・設立があったものとしての医療法人における清算所得課税及び医療法人の出資者における配当所得課税の問題が生ずる可能性があり、一定の手当が必要となる。
- ③ 新制度医療法人が「公益性」を有するのであれば、現行の公益法人等と同様、営利法人と競合関係にある事業(収益事業)のみに課税すべきであり、医療保健業については、一定の公益法人等が行う医療保健業等と同様に、収益事業から除外されることが望まれる。
- ④ 拠出金の実質は、一般債権に劣後する劣後債権であると考えられるので、出資としての財産評価は行われることにはならないが一般債権よりも重いリスクが課された劣後債権であることを考慮し、相続税評価上一定の評価減が行われるよう手当すべきである。

ところで、一人医師医療法人は、近年著しい増加傾向を示しています。地域医療は、これらの医療機関によって支えられている現実にあります。現行の改正医療法では、一人医師医療法人制度の、他の一般の医療法人制度との違い、特殊性が考慮されず、全ての医療法人について一律に残余財産の持分を否定されます。このため、個人立診療所に法人化のインセンティブがはたらかず、一人医師医療法人制度が後

退し、診療所経営の近代化・合理化(家計と医業の分離)が阻害され、小規模医療法人の財政基盤が脆弱になり、地域医療の衰退につながります。

したがって、新医療法を執行する場合においては、財政基盤の確立、強化を図られるよう政省令等に対応し、同制度の健全な運営を図る必要があります。

10 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長ならびに、健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の創設。

(所得税・法人税)－適用期限の延長、制度の創設－

(説明)

平成 13 年度の改正で、医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えをした場合の特別償却制度（特別償却率は、基準取得価額の 15%）が創設され、平成 15 年度の改正で、有床診療所の療養病床の建替えについても、これに準じた制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。また、平成 18 年度健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換については、経過措置期間中も含めただちに建物の改修を行う医療機関も見受けられることから、転換時及び経過措置中における建物を改修した場合の特別償却制度の適用を要望します。

(参考) 特別償却率は、基準取得価額の 15%（適用期限：19.3.31）

11 療養病床用建物等の特別償却制度の適用期限を延長するとともに、割増償却率を 10%に引き上げ統一すること。

(所得税・法人税)－適用期限の延長－

(説明)

高齢化・老齢化の進展に伴い、介護老人保健施設用建物・療養病床用建物の必要性はますます高まっております。これら特定医療用建物は、長期療養者等の収容施設として通常より大規模な施設を必要としますので、その設置の負担を軽減し、普及を支援するため、介護老人保健施設用建物の割増償却を復活するとともに、これら特定医療用建物及びその付属設備に係る特別償却制度の適用期限を延長するとともに、割増償却率を 10%に引き上げ統一するよう要望します。

(参考) 特定医療用建物の割増償却率

(特定医療用建物の区分)	(現行率)	(要望率)
○介護老人保健施設用建物	—	10%
○療養病床用建物	8%	10%

12 病院等の医療用機器に係る特別償却制度の適用期限を延長するとともに、特別償却率を引き上げること。

(所得税・法人税) ー適用期限の延長ー

(説明)

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものですので、これらの医療用機器に係る特別償却の適用期限を延長するとともに、特別償却率を引き上げるよう強く要望します。

(措置法第12条の2第1項、第45条の2第1項)

(参考) 医療用機器の特別償却率 (適用期限: 19.3.31)

(1) 医療用機器の特別償却率	(現行)	(要望)
(2) 以外の医療用機器 (取得価額 500 万円以上のもの)	14%	16%

(2) 医療の安全確保に資する医療用機器 20% ー

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム (散剤・水剤)、輸液ポンプ (追加要望)

13 病院・診療所用の建物、付属設備及び医療機器の耐用年数を短縮すること。 (所得税・法人税)一制度の改善一
--

病院・診療所の建物及び付属設備は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

また、医療機器についても、医学の進歩が著しいため経済的使用可能年数と法定耐用年数との乖離が著しくなっております。

このようなことから、これらの減価償却資産の耐用年数を短縮するよう要望します。

（耐用年数省令別表第一）

（参 考） 病院・診療所用建物、医療機器の耐用年数

（ 区 分 ）	（ 現 行 ）	（ 要 望 ）
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年
○医療機器		
・ファイバースコープ	6年	3年
・人工腎臓透析装置	7年	5年
・金属製のその他のもの	10年	8年

平成19年度

医療に関する税制に対する意見

(社)日本医師会

平成18年7月

少子・高齢化の進展に伴い、国民福祉の充実、特に医療・介護の充実は、国民の要望であり、その要望も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、長期にわたる医療費の抑制策など医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力を重ねていますが、年々厳しさが増しております。

国民の文化的で健康な生活を維持するために、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、確固とした基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医業経営の隘路を除去し、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、税制面において次のような思い切った改革が平成19年度に行われるよう強く要望します。

1 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。

－ 消費税 －

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

（消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六、第七号イ、第八号）

2 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるまでの措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、税額控除又は特別償却を認める措置を創設すること。

－ 所得税・法人税 －

医療機器、病院用建物等の取得の際に負担する消費税は多額になります。しかし、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税のため、その大部分は仕入税額控除の適用を受けられず還付（戻し税）されません。これが医業経営の安定、医業設備の近代化への大きな隘路となっております。

したがって、医療機器、病院用建物等の取得の際に負担した消費税の還付に代わる緊急措置として、次の措置のいずれかの方法が選択できるよう強く要望します。

- （1）医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、取得年度において取得価額の5%の税額控除を認める措置
- （2）医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、取得年度において取得価額の50%の特別償却を認める措置

- 3 医療における消費税負担を軽減する措置の一つとして、医薬品・医療材料等の仕入について非課税とすること。

－ 消費税 －

医薬品・医療材料等に対する消費税は課税となっていますが、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額は、社会保険診療報酬等に対応する分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ(3%→5%)の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより解決することが必要ですが、医薬品・医療材料に対する消費税を非課税制度に改めることにより不合理を一部解消できます。

したがって、医療における消費税問題を軽減する措置の一つとして、医薬品・医療材料等に対する消費税の課税制度を非課税制度に改めるよう要望します。

- 4 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

－ 所得税・法人税 －

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第26条、第67条)

(参 考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

5 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

— 事業税 —

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医療水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第72条の2、第72条の23、第72条の49の8、医療法第7条第5項)

6 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

— 事業税 —

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置（課税対象は社会保険診療報酬以外の所得）は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第72条の24の7、医療法第7条第5項、第39条、第54条)

(参 考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人 (医療法人))
所得 400 万円以下の金額	5.0%	5.0%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3%	6.6%
所得 800 万円超の金額	9.6%	6.6%

- 7 医療法人の法人税率は公益法人の法人税率と同率とするとともに、新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(5年間の経過措置)ならびに特定医療法人の法人税は非課税とすること。

— 法人税 —

- ① 医療法人(医療法の附則による医療法人を含む)は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、公益法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、公益法人の法人税率と同率にするよう要望します。
- ② 新たな医療法人制度における社会医療法人・特別医療法人(5年間の経過措置)ならびに租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

(法人税法第66条、法人税法施行令第5条29号ヲ、負担軽減措置法第16条、措置法第67条の2、医療法第39条、第42条の2、第54条)

(参 考) 法人税率

(区分)	(現行税率)	(要望税率)
①普通の医療法人	30%	22%
(中小の医療法人で年800万円以下の所得)	22%	20%)
②社会医療法人・特別医療法人(5年間の経過措置)	30%	非課税
(中小の医療法人で年800万円以下の所得)	22%	非課税)
特定医療法人	22%	非課税

(注) 中小の医療法人とは、出資金額1億円以下の医療法人を指す。

- 8 特定・特別医療法人(5年間の経過措置)及び社会医療法人を特定公益増進法人の範囲に含めるとともに、当該法人の寄付金収入について益金不算入の規定を創設すること。

— 所得税・法人税 —

特定・特別医療法人(5年間の経過措置)及び社会医療法人を法人税法第37条(寄付金の損金不算入)および所得税法第78条(寄付金控除)に規定する、公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることを要望します。併せて、寄付を受けた特定・特別医療法人及び社会医療法人がこれを基本金に組み入れた場合には、これらの法人の所得が課税対象となる現行制度のもとにおいてもこれを益金不算入とするよう要望します。

(所得税法第78条第2項第3号、所得税法施行令第217条、法人税法第22条第2項、第37条第4項第3号、法人税法施行令第77条関係)

9 新たな医療法人制度における必要な税制上の措置を講ずるとともに、一人医師医療法人制度の健全な運営をはかること。

—相続税、贈与税、所得税、法人税—

昭和 25 年に医療法人制度が創設されて以来、半世紀以上が経過する中、医療法人の創設者の世代交代に伴う持分払い戻しや、巨額の相続税負担は医療法人の存在を脅かしており、このままでは制度創設の趣旨である「医療機関の経営に永続性を付与」することが十分果たされないと危惧されます。

このような問題を解決するため、従来から医療法人制度改革における医療法人の類型として、1. 公益性の高い医療法人としての特定・特別医療法人、2. 非営利性を徹底させた法人としての出資額限度法人、3. 持分の定めのある医療法人の3類型として法制化することとし、この3類型に応じたより一層の適切な税制上の措置が講じられることを要望してきたところであります。

今般、改正医療法が成立し、医療法人の類型が、1. 社会医療法人、2. その他の持分の定めのない医療法人に限定され、また、経過措置として既存の持分の定めのある医療法人が存続することとなりました。

これに伴い、新たな医療法人制度について、以下のような税制上の措置を講ずることが必要であります。

- ① 新制度医療法人への移行時に、社員が持分を放棄する場合、経済的利益の授受があったものとした課税問題が生ずる可能性があり、一定の手当が必要となる。
- ② 新制度医療法人への移行時には、解散・設立があったものとしての医療法人における清算所得課税及び医療法人の出資者における配当所得課税の問題が生ずる可能性があり、一定の手当が必要となる。
- ③ 新制度医療法人が「公益性」を有するのであれば、現行の公益法人等と同様、営利法人と競合関係にある事業(収益事業)のみに課税すべきであり、医療保健業については、一定の公益法人等が行う医療保健業等と同様に、収益事業から除外されることが望まれる。
- ④ 拠出金の実質は、一般債権に劣後する劣後債権であると考えられるので、出資としての財産評価は行われることにはならないが一般債権よりも重いリスクが課された劣後債権であることを考慮し、相続税評価上一定の評価減が行われるよう手当すべきである。

ところで、一人医師医療法人は、近年著しい増加傾向を示しています。地域医療は、これらの医療機関によって支えられている現実にあります。現行の改正医療法では、一人医師医療法人制度の、他の一般の医療法人制度との違い、特殊性が考慮されず、全ての医療法人について一律に残余財産の持分を否定されます。このため、個人立診療所に法人化のインセンティブがはたらかず、一人医師医療法人制度が後退し、診療所経営の近代化・合理化(家計と業の分離)が阻害され、小規模医療法人の財政基盤が脆弱になり、地域医療の衰退につながります。

したがって、新医療法を執行する場合においては、一人医師医療法人について、財政基盤の確立、強化が図られるよう政省令等で対応し、同制度の健全な運営を図る必要があります。

- 10 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長ならびに、健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の創設。

－ 所得税・法人税 －

平成 13 年度の改正で、医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えをした場合の特別償却制度（特別償却率は、基準取得価額の 15%）が創設され、平成 15 年度の改正で、有床診療所の療養病床の建替えについても、これに準じた制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。また、平成 18 年度健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換については、経過措置期間中も含めただちに建物の改修を行う医療機関も見受けられることから、転換時及び経過措置中における建物を改修した場合の特別償却制度の適用を要望します。

（措置法第 45 条の 2 第 4 項、第 12 条の 3 第 3 項）

（参考）特別償却率は、基準取得価額の 15%（適用期限：19.3.31）

- 11 療養病床用建物等の特別償却制度の適用期限を延長するとともに、割増償却率を 10% に引き上げ統一すること。

－ 所得税・法人税 －

高齢化・老齢化の進展に伴い、介護老人保健施設用建物・療養病床用建物の必要性はますます高まっております。これら特定医療用建物は、長期療養者等の収容施設として通常より大規模な施設を必要としますので、その設置の負担を軽減し、普及を支援するため、介護老人保健施設用建物の割増償却を復活するとともに、これら特定医療用建物及びその付属設備に係る特別償却制度の適用期限を延長するとともに、割増償却率を 10% に引き上げ統一するよう要望します。

（措置法第 12 条の 3 第 1 項、第 45 条の 2 第 2 項、介護保険法第 7 条第 2 2 項・第 2 3 項、医療法第 7 条第 2 項）

（参考） 特定医療用建物の割増償却率

（ 特定医療用建物の区分 ）	（現行率）	（要望率）
○介護老人保健施設用建物	－	10%
○療養病床用建物	8%	10%

- 12 病院等の医療用機器に係る特別償却制度の適用期限を延長するとともに、特別償却率を引き上げること。

－ 所得税・法人税 －

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものですので、これらの医療用機器に係る特別償却の適用期限を延長するとともに、特別償却率を引き上げるよう強く要望します。

(措置法第12条の2第1項、第45条の2第1項)

(参考) 医療用機器の特別償却率 (適用期限: 19.3.31)

(1) 医療用機器の特別償却率	(現行)	(要望)
(2) 以外の医療用機器 (取得価額 500 万円以上のもの)	14%	16%

(2) 医療の安全確保に資する医療用機器 20% —

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム(散剤・水剤)、輸液ポンプ(追加要望)

13 病院・診療所用の建物、付属設備及び医療機器の耐用年数を短縮すること。

— 所得税・法人税 —

病院・診療所の建物及び付属設備は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

また、医療機器についても、医学の進歩が著しいため経済的使用可能年数と法定耐用年数との乖離が著しくなっております。

このようなことから、これらの減価償却資産の耐用年数を短縮するよう要望します。

（耐用年数省令別表第一）

（参 考） 病院・診療所用建物、医療機器の耐用年数

（ 区 分 ）

（ 現 行 ）

（ 要 望 ）

○病院・診療所用建物

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの

39年

31年

○医療機器

- ・ファイバースコープ
- ・人工腎臓透析装置
- ・金属製のその他のもの

6年

3年

7年

5年

10年

8年

14 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

－ 相続税・贈与税 －

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ等されました。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

(1) 個人

① 医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

② その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 ㎡から 500 ㎡に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2) 医療法人

① 医業承継資産の課税特例制度の創設

取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の計算の特例が設けられているが、医業を承継するため相続贈与により出資持分を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

② 出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を 5 とし、分子の配当要素は無配＜0＞とする評価）に改善すること。また、類似業種比准方式の斟酌率 0.7～0.5 を 0.5 に統一すること。

（相続税法第 3 条、第 12 条、措置法第 69 条の 4、第 69 条の 5、財産評価基本通達 194-2）

（参 考） 医療法人の出資の評価（平成 12 年度改正）

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

15 救急医療(小児等)をはじめとする休日・夜間等の救急医療の報酬については、課税の軽減措置を講じること。

－ 所得税 －

小児救急医療をはじめとする休日・夜間等の救急医療は、公共性の強い業務であるとともに、これを担う医師等は精神的・肉体的に多大な負担を強いられ、その犠牲の上に成り立っているのが現状です。特に、近年小児救急医療の現場では、これに携わる医師等が不足しており、厳しい状況にあります。

このような救急医療を担う医師等に対し、その報酬の所定額を非課税とする等の課税軽減措置を講じよう要望します。

(所得税法第9条)

16 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

－ 所得税・法人税、固定資産税、不動産取得税 －

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

(1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度(30%の特別償却又は7%の特別税額控除)

(2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税及び不動産取得税の減免措置

17 医療施設近代化準備金制度を創設すること。

－ 所得税・法人税 －

高齢化社会の進展に伴う医療保険制度の改正や介護保険制度の創設により、診療情報の提供体制や医療提供体制の整備促進は従前以上に求められています。このような社会的要請に応えるため、診療情報を提供・保管する施設や医療廃棄物の廃棄のほか、医療用機器や待合室、入院室その他療養病床用建物等をはじめとする医療施設の近代化整備計画を策定し、これに基づく整備促進を図れるようにする必要があります。

このためには、税制面からも医療施設の近代化整備計画を前提とした「医療施設近代化準備金」を設け、医業収入の一定割合（例えば 10%）に相当する額以下の金額を一定期間（例えば 5 年間）積み立てたときは、その積み立てた金額の損金算入を認め、これと共に、整備計画に基づく近代化医療施設等を取得した場合には、近代化医療施設等の特別償却額（例えば取得価額の 30%）の計上に応じて、準備金を取り崩して益金に算入する制度を創設するよう強く要望します。

18 個人が医療法人化のために医業用資産を現物出資した場合の譲渡所得課税の軽減措置を創設すること。

－ 所得税 －

個人医療機関の経営の近代化・安定化のためには、医療法人への積極的な転換が必要ですが、個人が医療法人設立のために医業用資産（土地、建物、医療機器等）を現物出資した場合には、譲渡所得が課税されることから税制面の配慮がなければ、医療法人化の促進・育成は著しく困難です。

したがって、医療法人設立のために個人が医業用資産を現物出資した場合の譲渡所得の課税については、租税特別措置法第 40 条の例にならい、課税を繰り延べる措置を創設するよう強く要望します。

- 19 医師会等が開放型病院、開放型診療所、臨床検査センターを経営して行う医療保健業を、法人税の収益事業から除外する措置を存続すること。

— 法人税 —

高齢化が進展する中で医療提供体制を整備し維持するためには、地域の医療機関が有機的に連携することが重要です。医師会等が運営する開放型病院等（診療所、臨床検査センターを含む、以下同じ）は、地域医療連携の推進拠点として高い公益性を有しており、その重要性はますます高まっています。そして、その事業内容は、民間医療機関の事業と競合するものではなく、むしろ連携・補完する関係にあるものです。

このような観点から、医師会等が開放型病院等において行う医療保健業を収益事業から除外している現在の措置は極めて妥当なものであり、今後ともこれを存続するよう強く要望します。

（法人税法施行令第5条第1項第二十九号ヲ、同法施行規則第5条）

- 20 医師会等の訪問看護ステーションの行う事業を法人税の収益事業から除外すること。

また、その訪問看護ステーションの土地・建物に係る登録免許税、不動産取得税及び固定資産税を減免すること。

— 法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税 —

高齢化の進展に伴う老人医療及び介護の充実のため、在宅医療、在宅ケアの拠点の一つとして、医師会及び財団法人等の訪問看護ステーションの設立、充実が急務とされています。

したがって、医師会等の訪問看護ステーションの整備促進を図るため、税制面から次の支援措置を講ずるよう強く要望します。

- （1）医師会等の訪問看護ステーションの行う事業については、医師会立オープン病院等が行う医療保健業に準じて、収益事業から除外する措置
- （2）医師会等の訪問看護ステーションの用に供する土地・建物に係る登録免許税、固定資産税及び不動産取得税の減免措置

（法人税法施行令第5条第1項第二十九号ヲ、同法施行規則第5条、地方税法第6条）

- 21 病院等が勤務する医師等の研究費等を助成した場合には、病院等の研究費等に含めるとともに、これらの研究費等について試験研究費の特別税額控除制度の適用を認めること。

－ 所得税・法人税 －

近年における目覚ましい医学・医術の進歩に対応して、医師をはじめ医療従事者は人の生命を預かる職責や使命に照らし、最善最良の医療を提供するための知識・技能の習得向上に努めることは不可欠であり、国民の要請も強いものとなっています。これに応えるため、病院・診療所では直接必要な研究等のための費用を増大させるとともに、勤務する医師等が必要とする研究等のための費用助成も行うよう努めており、また、日本医師会でも生涯教育制度を設け、会員が医学・医術の進歩に対応した学習が受講できるようにしています。

しかし、これらの支出は年々過重になって知識・技能の習得向上の隘路になっております。この隘路を解消し、研究等のできる環境醸成を図るには、税制面からの支援も望まれます。

したがって、次のような支援措置を講ずるよう要望します。

- (1) 病院、診療所が支出する医学・医術の研究等のための費用は、一般事業法人等に認められている試験研究費に準ずるものと認め、「一般事業法人等の試験研究費の特別税額控除制度」に準じて、所得税額又は法人税額の特別控除の適用を認めること。

- (2) 病院・診療所が勤務する医師等の医学・医術の研究等のための費用を助成した場合には、その助成のための支出は病院・診療所が支出する研究費等として取扱うこと。

(所得税法第37条、措置法第10条、第42条の4)